

審査基準

平成28年6月23日作成

法令名：風俗営業等適正化法
根拠条項：第31条の23において準用する第5条第4項
処分の概要：許可証の再交付
原権者（委任先）：徳島県公安委員会
法令の定め： 風俗営業等適正化法施行規則第1条（許可証再交付申請書の提出）、第80条において準用する第12条（許可証の再交付の申請）
審査基準：
標準処理期間：14日
申請先：徳島県公安委員会（申請書提出先は、営業所所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課）
問い合わせ先：徳島県警察本部生活安全企画課（電話 代表 088-622-3101）又は警察署の生活安全課若しくは刑事生活安全課
備考：